

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

自治体職員が知っておくべき民法のポイント

～実務に対応した民法解説と民法改正による法務への影響～

＜令和7年11月20日(木)・21日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方自治体の職員にとって、民法に関する理解は必要不可欠であり、自治体職員が民法を学ぶことは非常に重要です。また、令和2年4月1日には、120年間改正がなされなかった民法の一部が改正されました。

そこで、その後の民法改正も含めて、膨大な民法の中から、地方自治体職員が業務・実務において、知っておかなければならない民法のポイントを、裁判例を踏まえて理解を深めるなどして基本的事項を押さえるつ、実務にも十分対応できるよう改正内容も踏まえて、分かりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和7年11月20日(木) 13:00～17:00
11月21日(金) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：秋法律事務所 弁護士 あきやま かずひろ
(元)町田市 法務担当課長 秋山 一弘 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 13階)
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料：会員(1名) 36,300円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

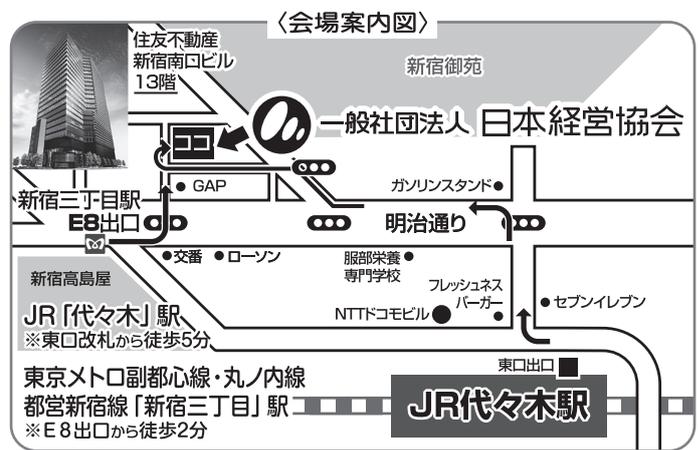
キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。



お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03)6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp

URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

第1 自治体法務における民法について

第2 最近の判例

- ・滞納処分での配当後に減額賦課決定があった場合
(最高裁令和3年6月22日判決)
- ・全債務額に不足する額を弁済した場合の承認の効力
(最高裁令和2年12月15日判決)
- ・国家賠償法1条2項による求償債務は連帯債務になること
(最高裁令和2年7月14日判決)
- ・相続人に行う徴収金の納入の告知の時効中断の効力
(最高裁令和2年6月26日判決)
- ・固定資産税の過誤徴収の場合の時効の起算点
(最高裁令和2年3月24日判決)
- ・債務不履行となる場合について
(最高裁令和4年7月19日判決) 等

第3 近時の民法に関する裁判例

- ・弁護士法に違反して締結された和解契約の効力について
(最高裁平成29年7月24日判決)
- ・反社会的勢力との契約の解除について
(最高裁平成28年1月12日判決)
- ・弁護士法に基づく照会への対応について
(最高裁平成28年10月18日判決)
- ・責任を弁識する能力のない未成年者が起こした事故について

- (最高裁平成27年4月9日判決)
- ・精神障害者の法定の監督義務者について
(最高裁平成28年3月1日判決)
- ・戸籍の届出を不受理とした場合について
(最高裁平成26年4月14日決定)
- ・取得時効と物権変動の対抗要件について
(東京高裁平成20年10月30日判決) 等

第4 実務でおさえておくべき民法関係条項

- ・総則
未成年者との契約、後見制度、不在者財産管理人、法人、取得時効、消滅時効、意思無能力制度 等
- ・物権
所有権、共有、相隣関係、受忍限度、所有者不明土地建物、管理不全土地建物 等
- ・債権
債務不履行、違約金、連帯債務、保証契約、債権譲渡、危険負担、契約不適合責任、使用貸借契約、賃貸借契約、請負契約、不当利得、不法行為 等
- ・親族
離婚、婚姻費用、親権、養子縁組、扶養義務者 等
- ・相続
相続の開始、相続人の範囲、相続の効力、相続放棄、相続財産清算人、遺産分割協議、遺言制度、遺留分侵害額請求等

講師紹介

秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘(あきやま かずひろ)氏

- 早稲田大学政治経済学部経済学科 卒業後、
- ・2010年4月～2013年3月 東京都町田市で特定任期付職員(法務担当課長)
 - ・2014年～ 日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
 - ・2016年～ 町田市特定空き家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員、
 - ・2017年～ 東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員
 - ・2018年～ 小金井市行政不服審査会委員
 - ・2019年～ 中野区地域精神保健連絡協議会委員、西東京市空き家等対策協議会委員
 - ・2021年～ 東京都教育委員会訟務員、調布市道路総合管理計画策定等推進委員会委員、北区環境審議会臨時委員
 - ・2022年～ 江戸川区行政不服審査会委員
 - ・2023年1月～ 青梅市空家等対策審議会委員
 - ・2025年1月～ 府中市土地利用景観調整審査会委員
- 現在に至る。
- 【著書】『Q & A 自治体職員のための個人責任(自治体法律顧問シリーズ)』仲江利政=村田哲夫・編集
『Q & A 自治体のための空家対策ハンドブック』共著、『Q & A 実務解説 法制執務』自治体法制執務研究会編著

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION